

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年6月17日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長

殿

警察庁丁規発第31号、丁交企発第42号
丁交指発第5号

令和元年6月18日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長

未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全の確保に向けた緊急安全点検の実施について（通達）

幼児等が犠牲となる車両対歩行者の交通死亡事故が続発している昨今の事故情勢を踏まえ、過日、「子供を交通事故から守るための二次点検プロセスの推進について（通達）」（令和元年5月13日付け警察庁丁規発第8号、丁交企発第10号）を発出し、各都道府県警察においては、子供を交通事故から守るための道路交通環境の改善に取り組んでいるところである。

その後、内閣府、厚生労働省、文部科学省及び国土交通省（以下「関係府省庁」という。）と連携し、更なる検討を重ねた結果、内閣府、文部科学省及び厚生労働省から、幼稚園、保育所、認定こども園等（以下「対象施設」という。詳細は別表の対象施設の項を参照。）を所管する又は担当する機関（以下「所管機関」という。詳細は別表の所管機関の項を参照。）に対して別添1の文書が、国土交通省から各地方整備局道路部長等に対して別添2の文書がそれぞれ発出され、所管機関及び対象施設が主体となり、警察や道路管理者と連携して未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全の確保に向けた緊急安全点検を実施することとなった。

これを踏まえ、各都道府県警察においては、所管機関、対象施設（必要に応じて保護者や地域住民等を含む。以下同じ。）及び道路管理者と連携し、下記のとおり、緊急安全点検を実施するとともに、実効性のある交通安全対策が行われるよう配慮されたい。

なお、本通達の内容については、関係府省庁と協議済みである。

記

1 点検実施期間

令和元年9月30日（月）までに緊急安全点検を実施すること。

2 点検実施対象

対象施設に通う未就学児が日常的に集団で移動する経路（必要に応じてこれに準ずる経路を含む。以下同じ。）を点検の対象とする。

3 未就学児が日常的に集団で移動する経路における緊急安全点検の実施等

(1) 所管機関から警察に対する調整等

所管機関から警察に対し、対象施設があらかじめ実施した未就学児が日常的に集団で移動する経路の点検の結果に基づき、危険箇所として抽出されたものに係る情報が提供されるとともに、これを踏まえた所管機関、対象施設、警察及び道路管理者による緊急安全点検の日程等に係る調整がなされるので、可能な限り速やかに点検が実施されるよう、調整を行うこと。

(2) 緊急安全点検の実施

警察は、上記(1)の調整の結果に基づき、所管機関、対象施設及び道路管理者と共に未就学児が日常的に集団で移動する経路における緊急安全点検を実施すること。その際、必要に応じて警察本部の関係所属が緊急安全点検に参画すること。

なお、点検においては、実際に集団で移動する未就学児やこれを引率する関係者の目線に立った点検を行うよう努めること。

(3) 対策の検討及び実施

緊急安全点検の結果を踏まえ、所管機関、対象施設及び道路管理者と必要な対策及びその有効性、実施の可否等について検討・調整した上で、可能な限り速やかに所要の措置を講ずること。

なお、対策メニューの検討に当たっては、交通安全施設等の整備や交通規制の実施、交通指導取締りのみならず、広い視点をもって、対象施設の関係者、交通ボランティア等による保護活動の実施や経路の変更等を含め、ハード・ソフトの両面から有効な対策を検討すること。

また、対策を実施するに当たり、地域住民等の合意形成を図る必要があると認められるものについては、所管機関及び対象施設の協力を得て、対策の必要性を地域住民等に説明するなど、対策が円滑に推進されるよう、配慮すること。

4 留意事項

- (1) 今般実施する緊急安全点検については、所管機関が多岐にわたることから、これまで「通学路の交通安全の確保に向けた対策の推進について（通

達)」(平成31年3月28日付け警察庁丁規発第64号)に基づき構築している推進体制に所管機関を加えるなど、各地方公共団体の実情に応じて、緊急安全点検が効率的かつ円滑に実施されるよう努めるとともに、継続的な取組が可能となるよう配慮すること。

- (2) 今般の緊急安全点検の結果、未就学児が日常的に集団で移動する経路を含む周辺地域に生活道路が集積し、区域を指定した交通規制の実施や物理的デバイスの設置等が効果的であると認められる場合には、「ゾーン30」の整備を積極的に検討するとともに、道路管理者による「生活道路対策エリア」に係る取組と連携するなど、面的な対策の必要性等についても併せて検討すること。
- (3) 昨今の事故情勢を踏まえ、既に都道府県警察において、対象施設や道路管理者等と連携した安全点検を実施している場合、実施済みのものはその結果をもって本通達に基づく緊急安全点検とみなすが、所管機関から新たに緊急安全点検の実施について調整があったときは、これに積極的に協力すること。
- (4) 緊急安全点検を実施するに当たっては、積雪地帯や沿岸部などの気候・地勢、道路交通の状況等の地域の特性を踏まえ、それぞれの特性に応じた課題を設定するほか、未就学児を引率する関係者等に点検への参加を求めるなど、緊急安全点検が効果的なものとなるよう努めること。
- (5) 緊急安全点検の結果や対策の実施状況について、関係機関と連携の上、インターネットや広報誌等の各種広報媒体を活用し、地域住民、道路利用者等に対して積極的な情報発信を行うこと。

なお、点検の結果により実施することとなった対策として、新たに交通規制を実施する場合は、当該交通規制に関する情報について、各種広報媒体を活用した積極的な広報を実施するなど、地域住民や道路利用者に対する周知を図ること。

- (6) 緊急安全点検の結果、防犯面における対策メニュー案の提示があった場合は、関係課に情報提供するなど、適切に対応すること。

5 報告

本通達に基づく緊急安全点検の実施状況等に係る報告については、別紙の要領に基づき行うこと。

6 その他

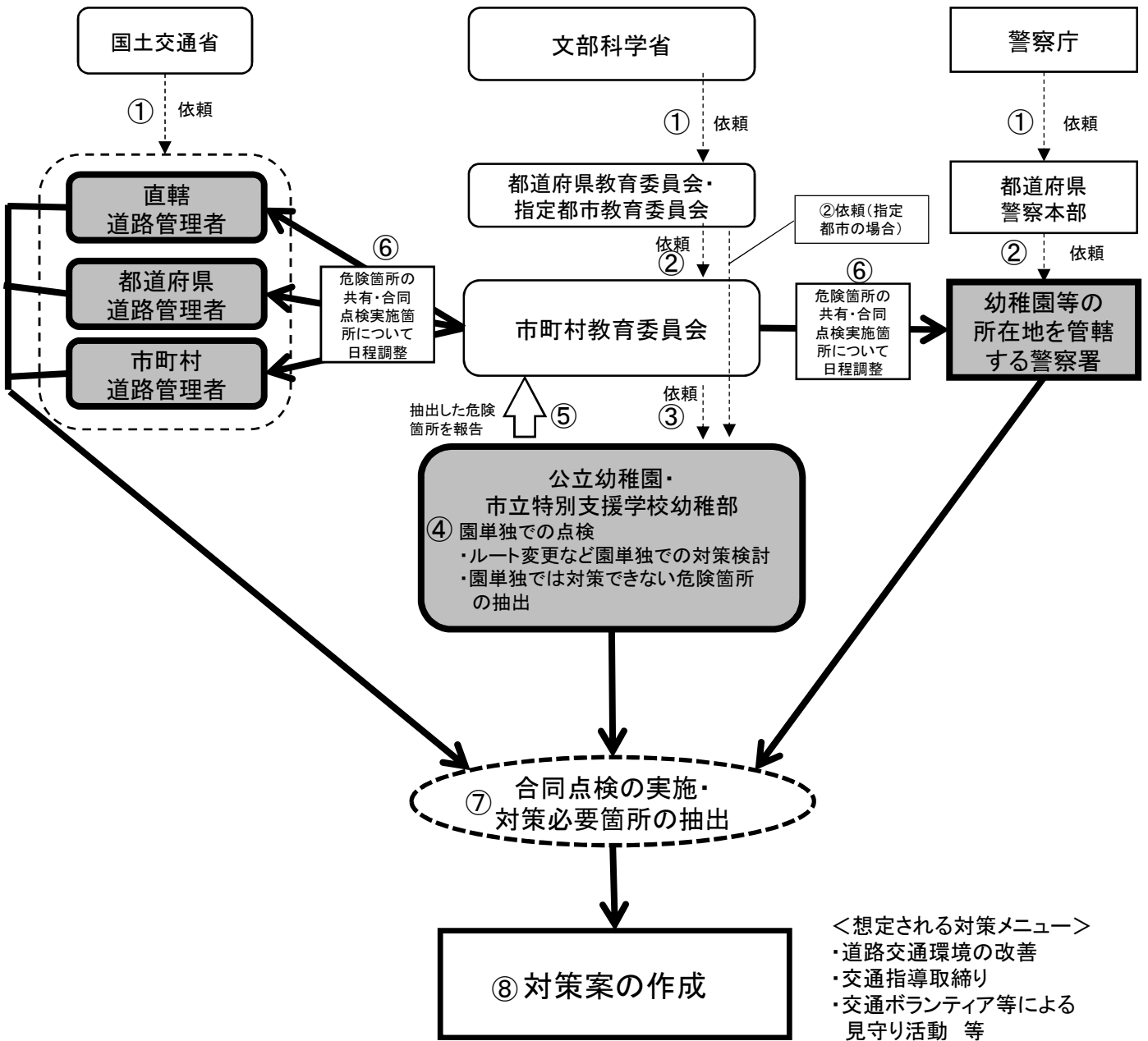
緊急安全点検の流れに係るチャート図を添付するので、参照されたい。

別表

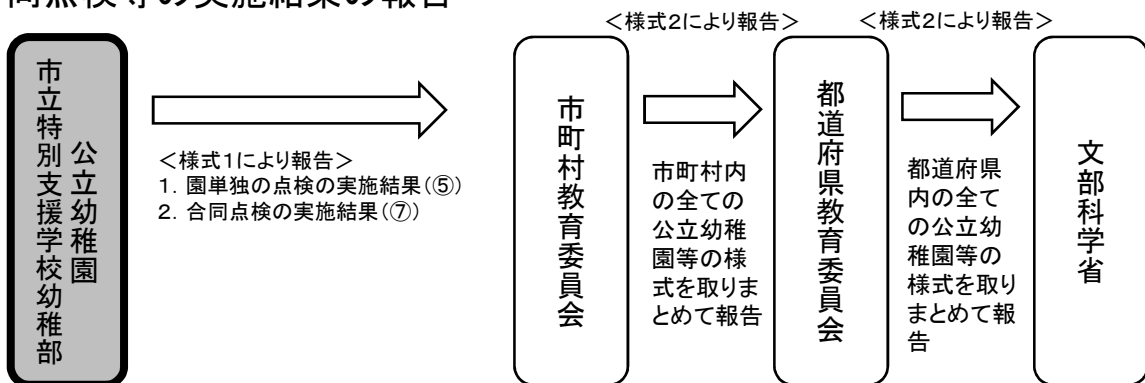
対象施設	所管機関
公立幼稚園	市町村教育委員会
私立幼稚園	都道府県私立学校担当部局
国立大学附属幼稚園 国立大学附属特別支援学校幼稚部	国立大学法人
市立特別支援学校幼稚部	市町村教育委員会特別支援学校担当部局
県立特別支援学校幼稚部	都道府県教育委員会特別支援学校担当部局
私立特別支援学校幼稚部	都道府県私立学校担当部局
保育所・地域型保育事業所	市町村保育担当部局
認定こども園	市町村認定こども園担当部局
認可外保育施設 (企業主導型保育事業を含む。)	都道府県保育担当部局
児童発達支援（医療型を含む。）事業所	市町村障害福祉担当部局

※ 別添 1、別添 2、別紙については省略

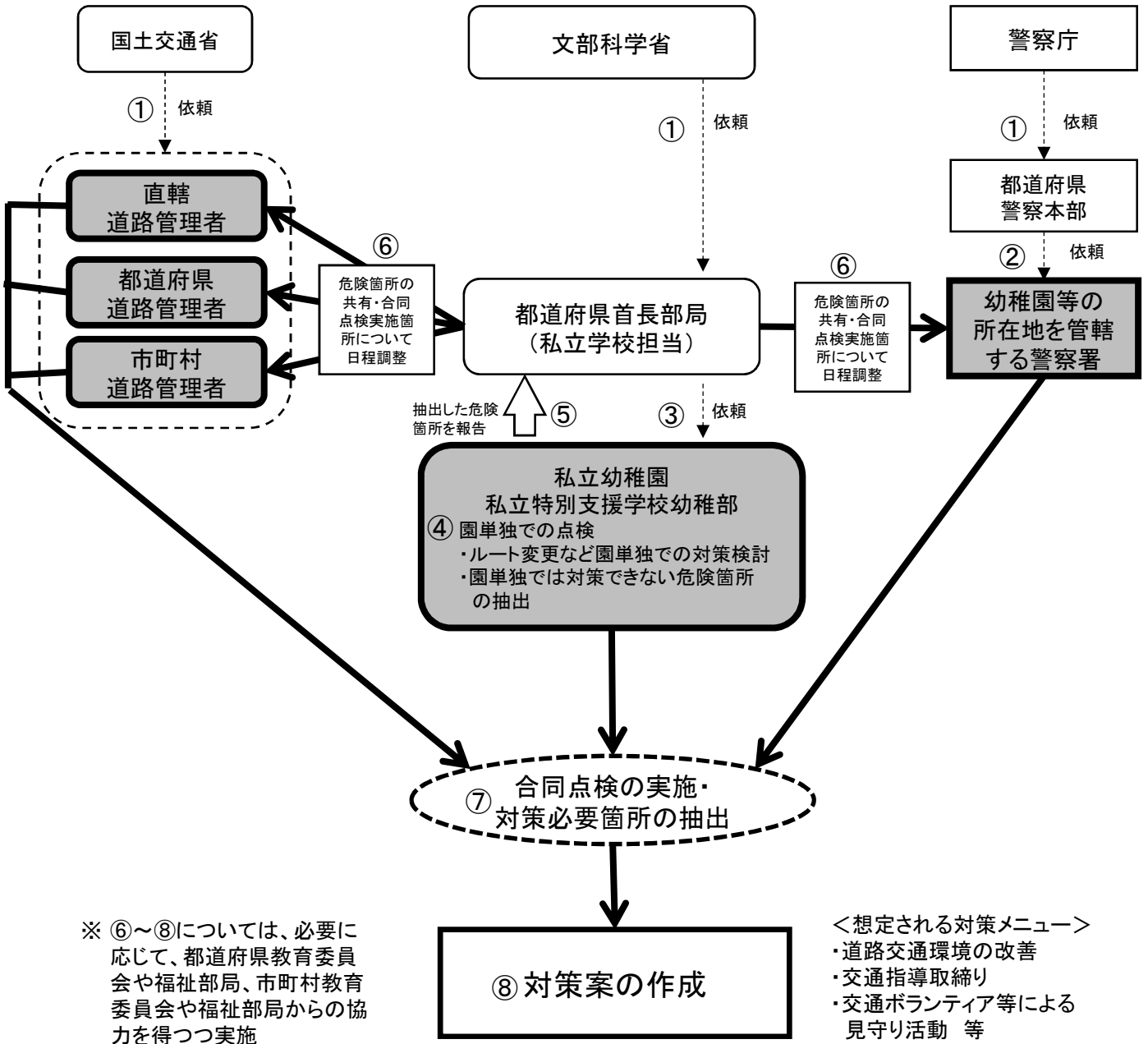
公立幼稚園・ 市立特別支援学校幼稚部用



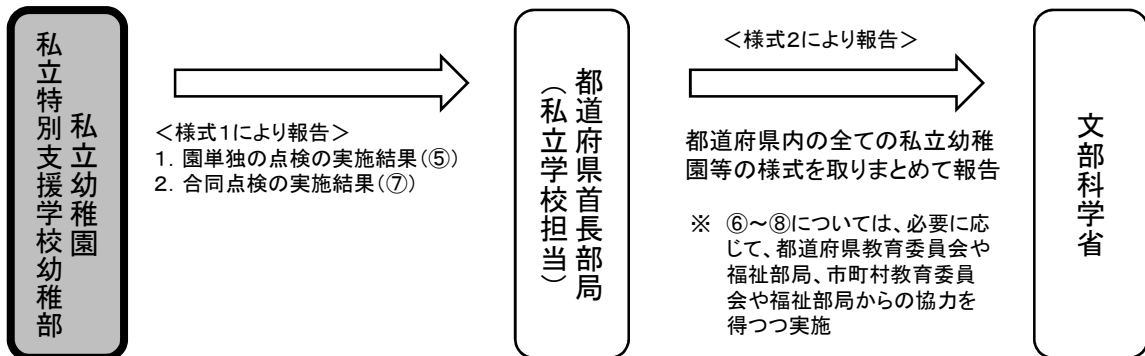
★合同点検等の実施結果の報告



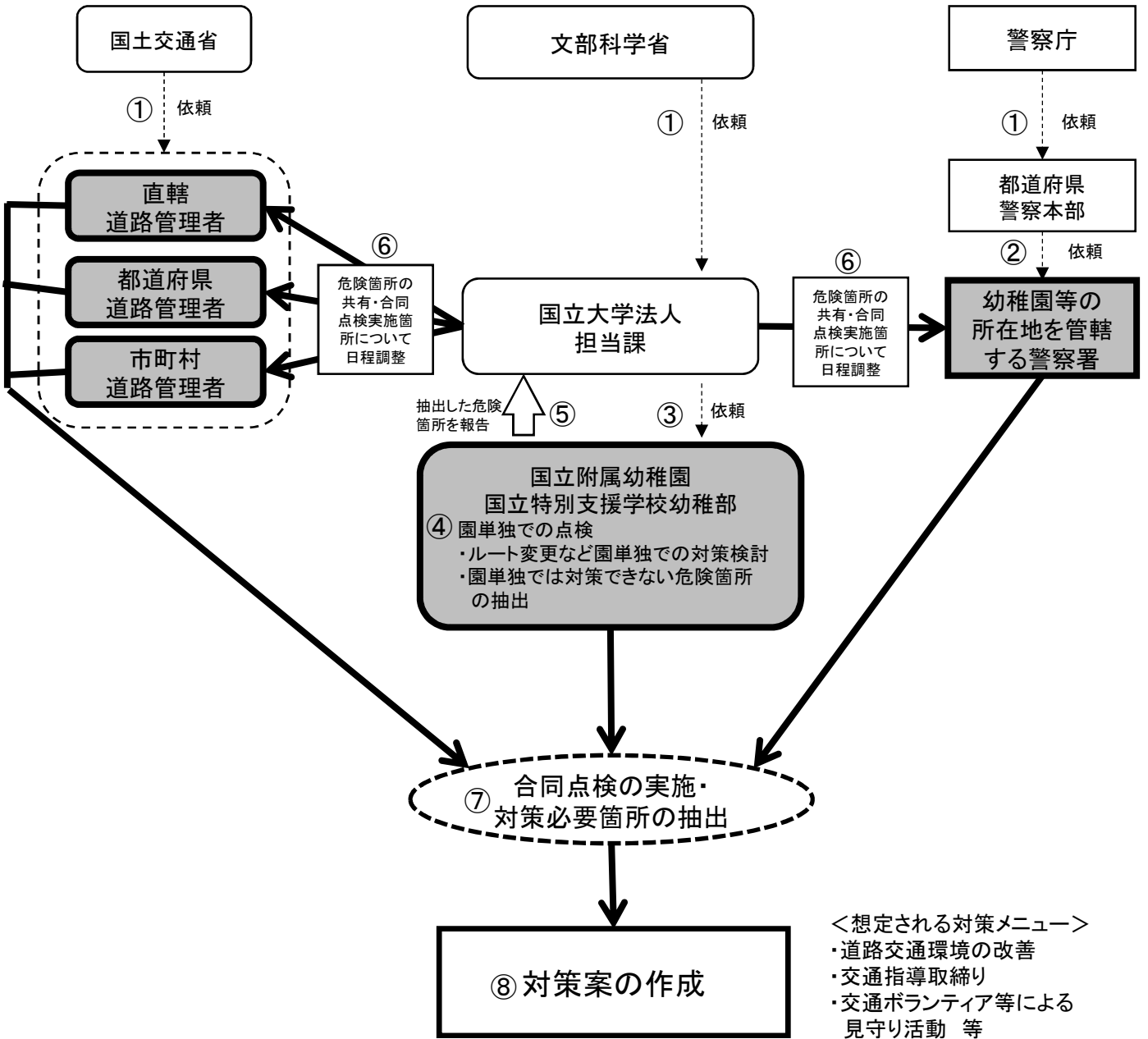
私立幼稚園用 私立特別支援学校幼稚部用



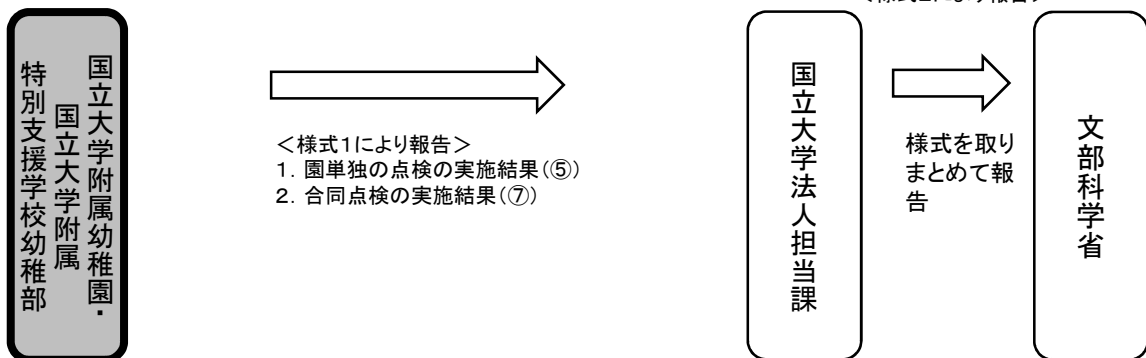
★合同点検等の実施結果の報告



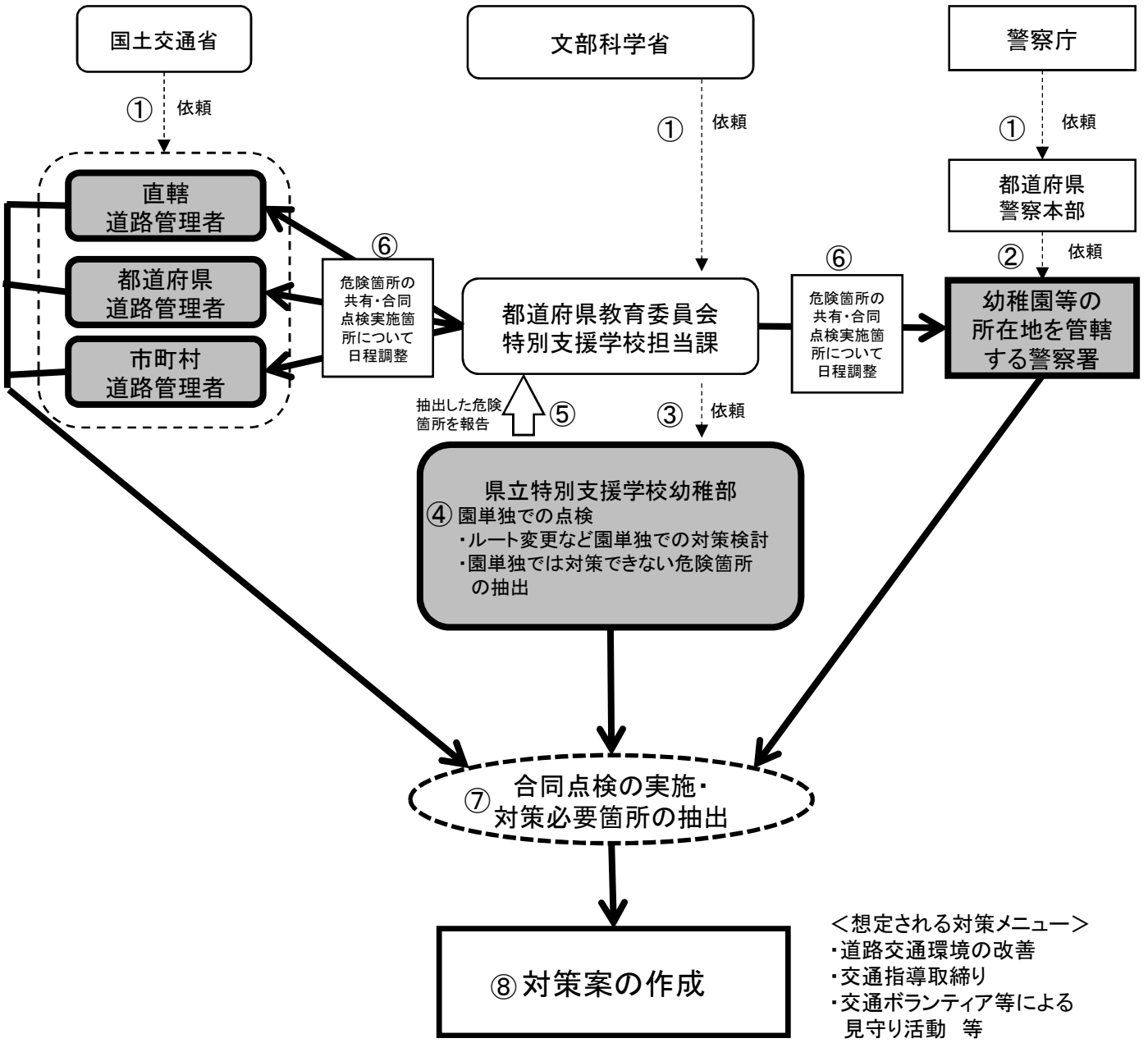
国立大学附属幼稚園用 国立大学附属特別支援学校幼稚部



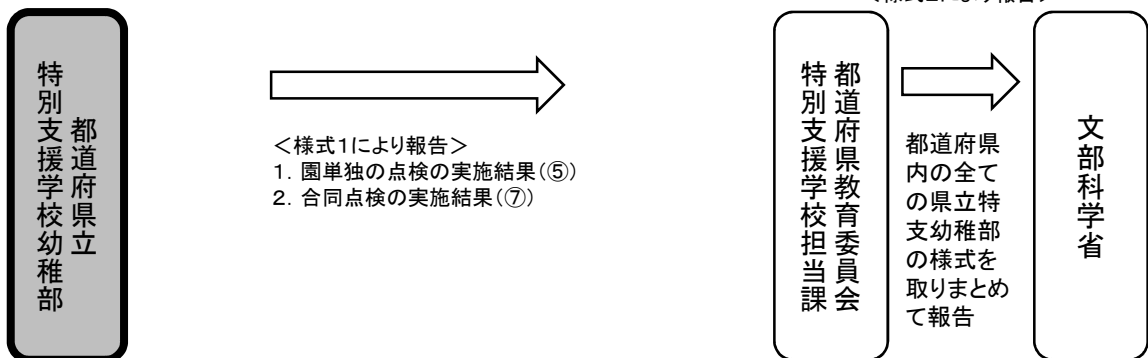
★合同点検等の実施結果の報告



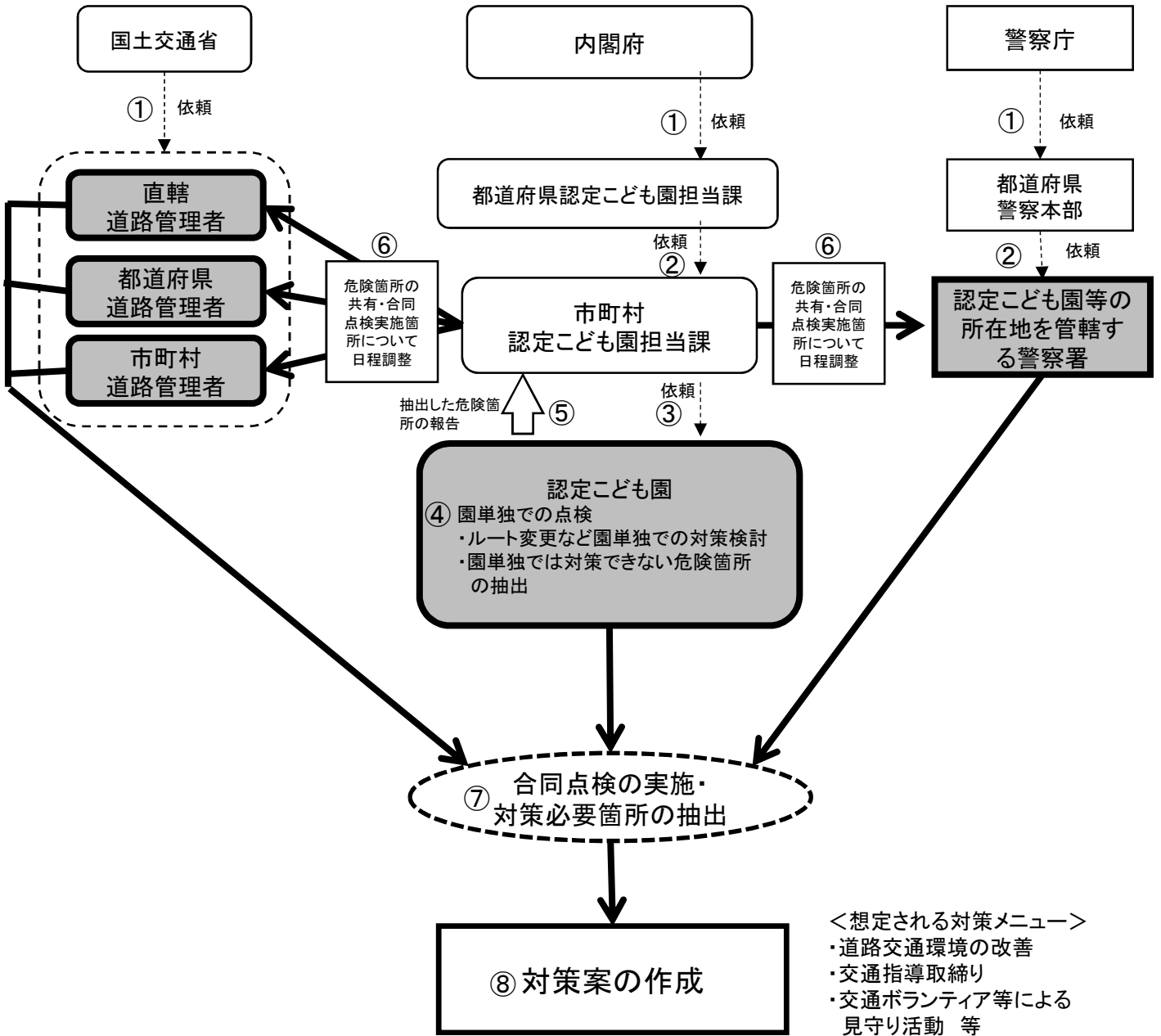
都道府県立 特別支援学校幼稚部用



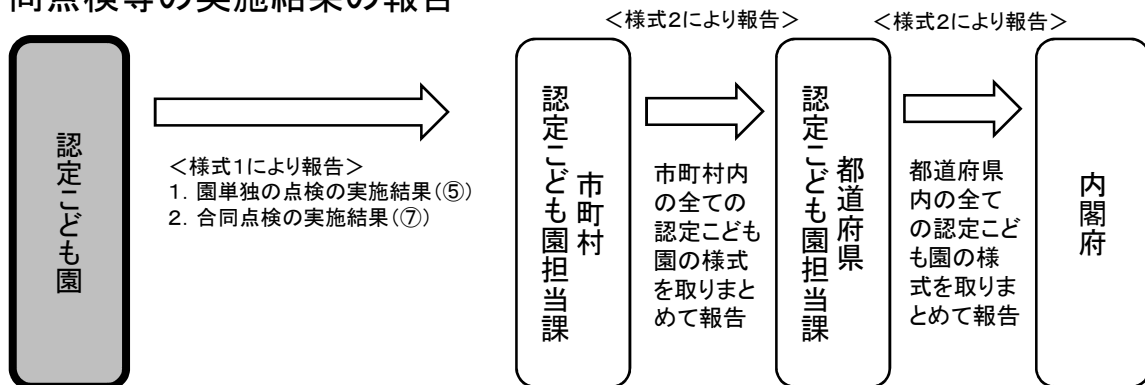
★合同点検等の実施結果の報告



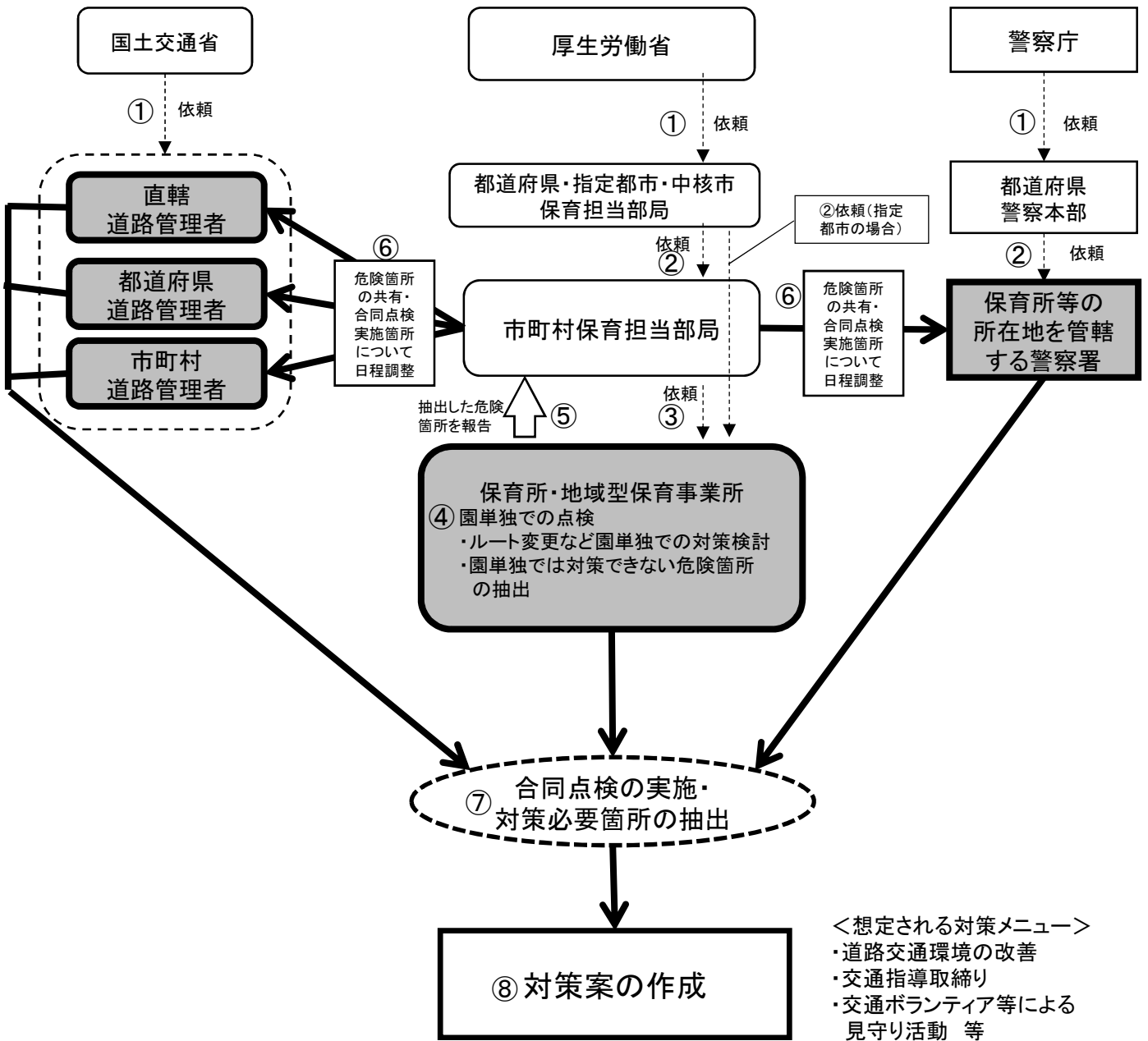
認定こども園用



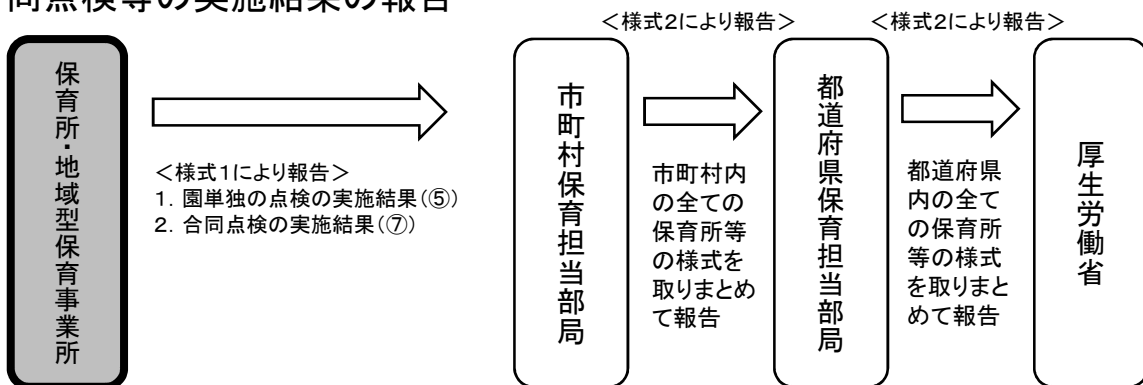
★合同点検等の実施結果の報告



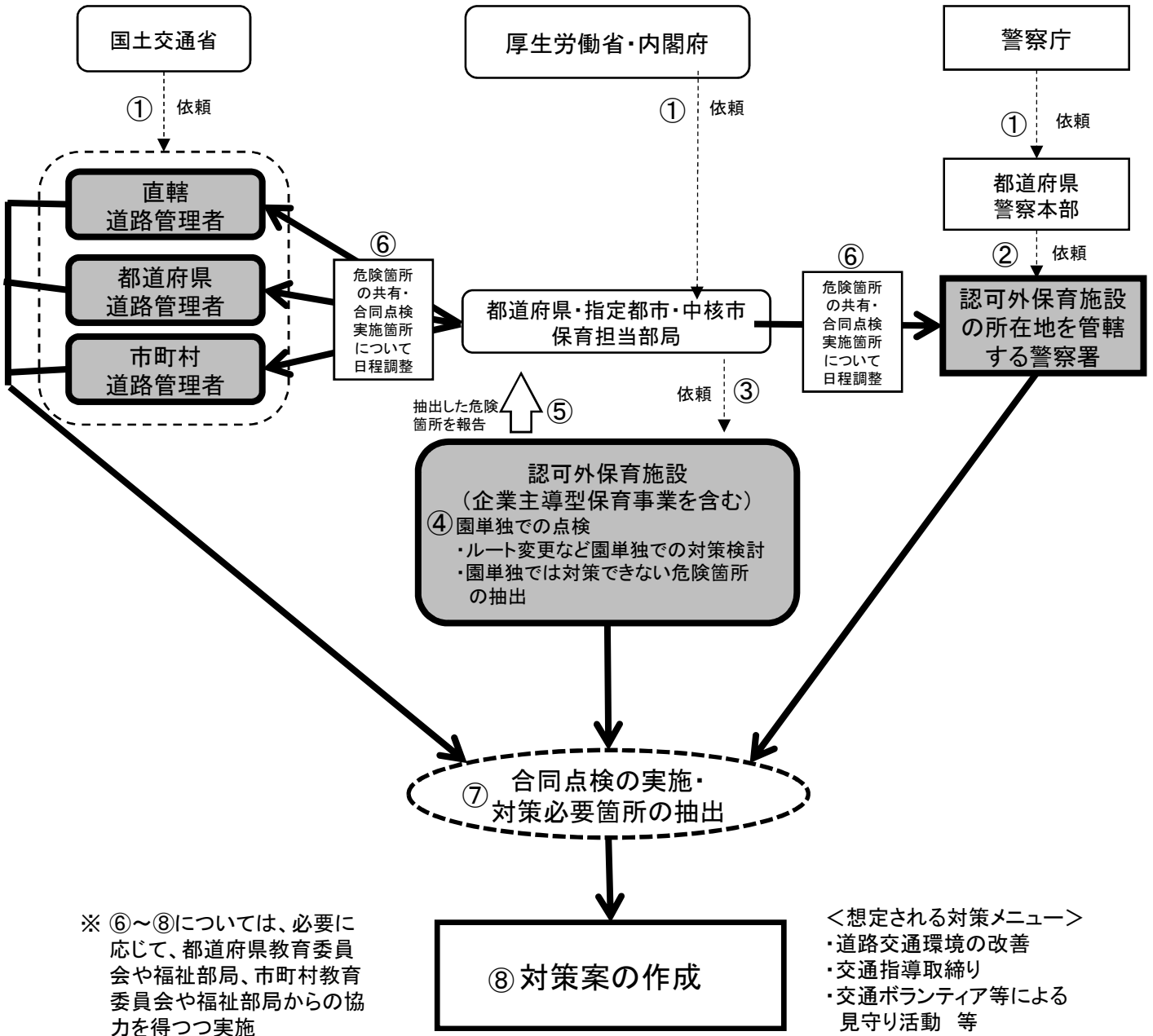
保育所・地域型保育事業所用



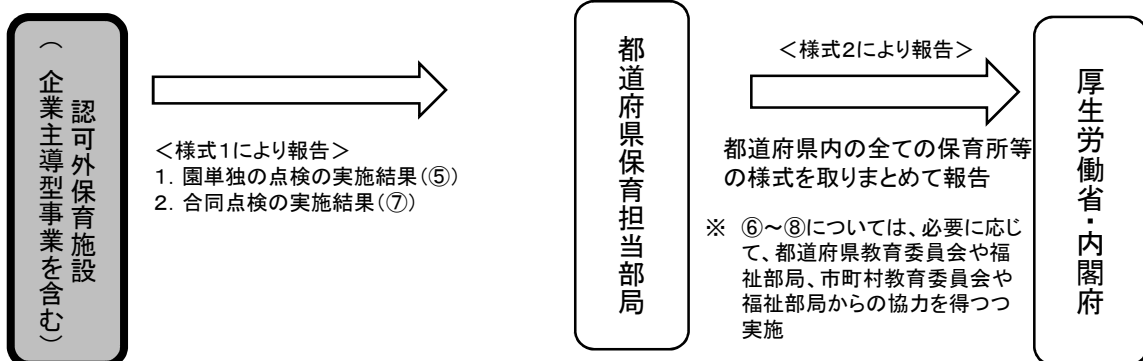
★合同点検等の実施結果の報告



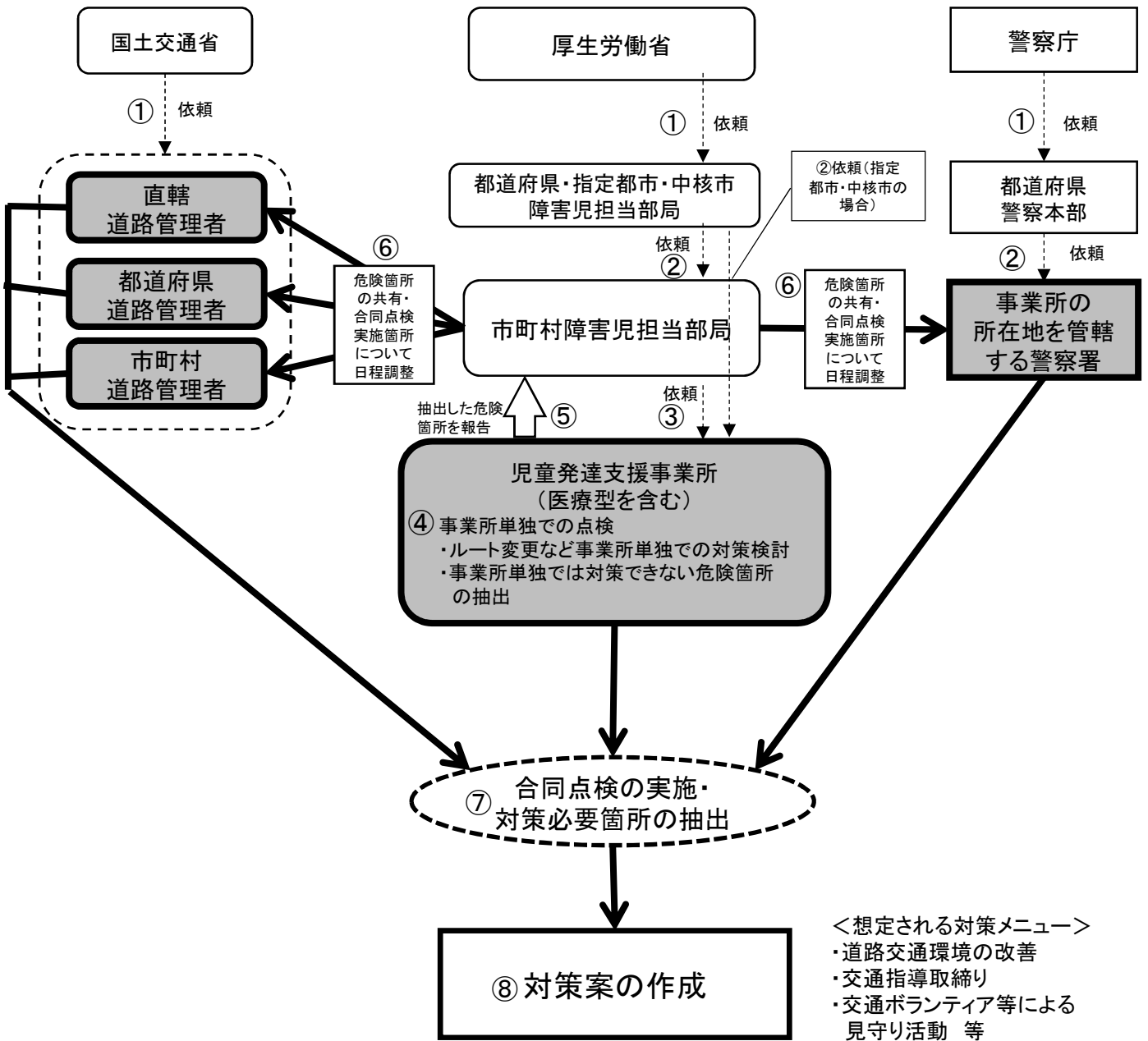
認可外保育施設 (企業主導型保育事業を含む)



★合同点検等の実施結果の報告



児童発達支援事業所用 (医療型を含む)



★合同点検等の実施結果の報告

